

No. 1111

タイ国の協同組合法

CO-OPERATIVE SOCIETIES ACT

B.E. 2511

1979年11月

国際協力事業団
農業開発協力部

JICA
122
816
ADL
LIBRARY

農研
J R
79-36

JICA LIBRARY



1050428103

國際協力事業團

| | | |
|----------|-----------|------------|
| 受入 月日 | 84. 3. 21 | 122 |
| 登録No. | 01132 | 866 APL |

ま え が き

これはタイ政府農業協同組合省協同組合促進局が刊行した「Co-operative Societies Act, (仏暦2511年(西暦1968年)制定,1973年版)」を日本語に翻訳したものである。

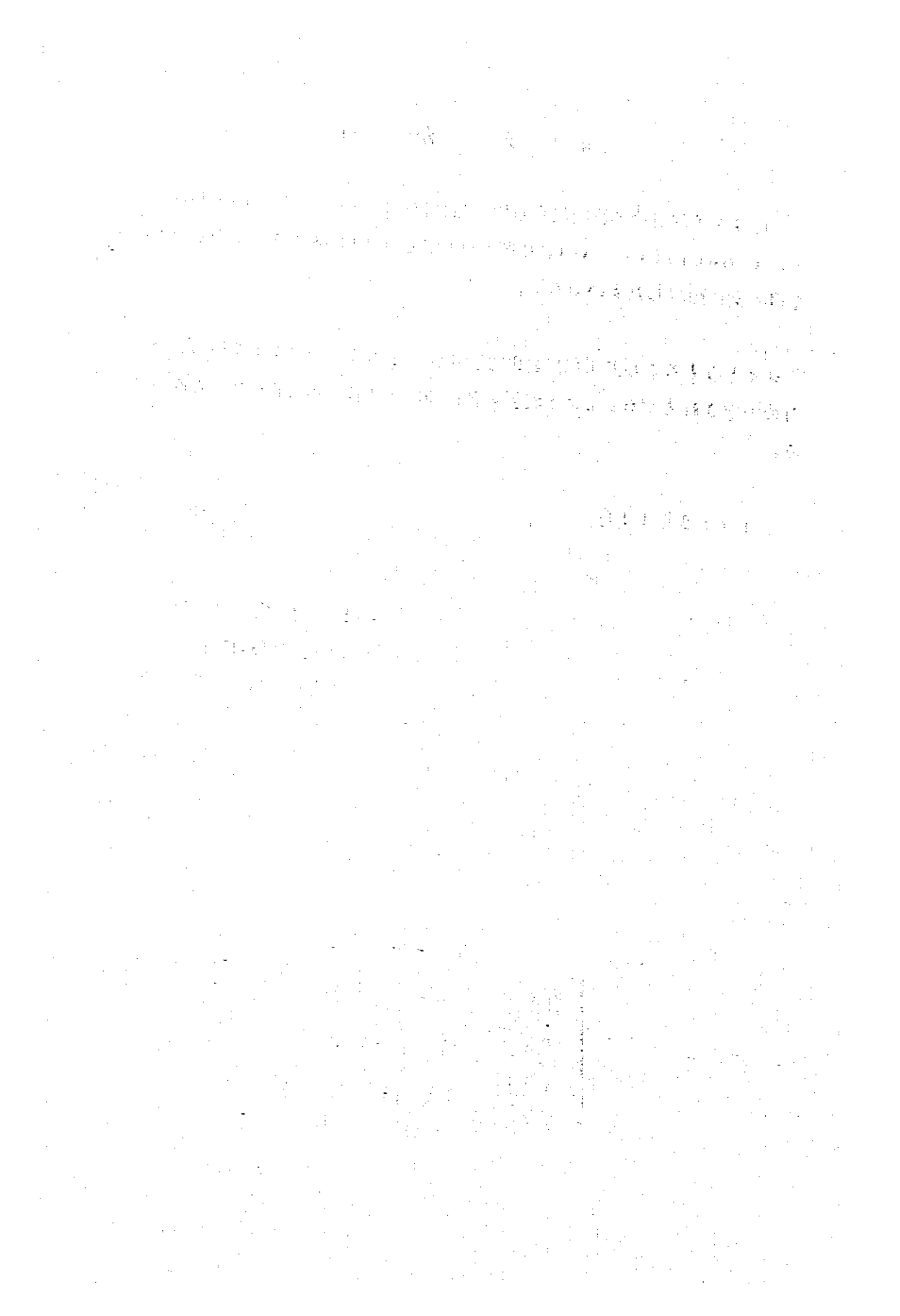
タイとうもろこし産業開発計画等現在協力中のプロジェクトを始め、今後協力の予定されるプロジェクト関係者各位の参考に資するため作成した次第である。

1979年11月

国際協力事業団

農業開発協力部長

金 津 昭 治



BE 2511年(1968)協同組合法

現国王プミボン・アダルヤディにより、統治第23年目にあたるBE(仏暦)2511年6月7日宣授

国王プミボン・アダルヤディ陛下は、協同組合に関するこの法律を改訂することが便宜に適ったものであることから、国民議会としての憲法制定会議の助言と同意によって、王により以下のとおり制定されることを、公布することに慈悲深くも満足されている。

第1条 この法律は“BE 2511年協同組合法”と称する。

第2条 この法律は官報に法文記載の日から発効する。

第3条 以下は廃止する。(1)BE2471年協同組合法、(2)BE2476年協同組合改正法、(3)BE2477年協同組合改正法、(4)BE2477年(No.2)協同組合改正法

第4条 この法律では、“協同組合”とは、相互扶助の爲め共同して事を行い、この歩律にもとづいて登記される人々の集まりを云う。

“組合員”とは、有限責任及び無限責任協同組合の構成員を云う。

“理事会”とは、有限責任及び無限責任協同組合の理事会、協同組合連合会の場合にあっては協同組合連合会の、タイ国協同組合連合会の場合にあってはタイ国協同組合連合会の理事会を、その場合、場合に応じて云う。

“規約”とは、有限責任及び無限責任協同組合の規則を云う。

“法的資格を有する官公吏”とは、この法律を遂行するため大臣によって任命された者を云う。

“大臣”とは、この法律の実施に責任をもち、これを統制する国务大臣を云う。

第5条 国家開発大臣は、この法律の実施に責任をもち、これを統制し、法的資格を有する官公吏を任命し、この法律の遂行を目的として省令を公布する権限をもつ。

この省令は、官報に記載された時をもって発効する。

第6条 大臣は、局長の地位より低くない地位にある国家開発省の政府職員1名又はこの法律に定める権限と責務を有するこれと同格の協同組合登記官、及び課長の地位より低くない地位にある国家開発省の1名又は複数名の政府職員又はこの法律の定めるところ及び協同組合登記官より附託された権限と責務を有するこれと同格の協同組合登記官補を任命する。

第1節による任命は官報に記載される。

第7条 2種類の協同組合がある。

- (1) 有限責任協同組合は、その組合の組合員の負債がその組合員の所有する持ち株についての未払いの残金額に限定される協同組合であり、
- (2) 無限責任協同組合は、その組合の全組合員の負債がその返済の全責任について共同であり、かつ無制限な協同組合である。

第8条 大臣は、どの地方のいかなる種類の組合、並びにその組合の組合員となることの手定される会員のどの職業が登記を受理されるかを、官報に随時告示する権限をもつ。

登記が受理される組合の種類は、通達によって事前に発表される。

第9条 この法律が、登記される不動産又は不動産に関する物権の所有権の取得、処分、保全又は留保を求めるとの様な取引でも、その取引を扱う組合にあっては、該登記は料金の支払を免除される。

第10条 この法律により登記された協同組合並びにタイ国協同組合連合会以外の如何なる者も、その事業の名称又は名称の一部に“協同組合”の字句を用いてはならない。

第1部 有限責任協同組合

第1章 有限責任協同組合の登記

第11条 第7条(1)により、有限責任組合として登記できる10名以上の者の集まりは、

- (1) 登記が受理されるような組合の種類に応じた共同の事業をもつべきで、

その共同事業の目的は相互扶助でなくてはならない。また、

(2) 規約に定めた資格をもち、大臣の告示に定めた職業に従事し、その組合の会員となることに自主的に同意する、自主権者としての自然人でなければならない。また、

(3) 同額の持ち株に分けられる資本を有し、予定される各組員が、少なくとも1株以上、全持ち株数の5分の1以上を保有しなくてはならない。また、

(4) 第14条による独自の規約を持たなくてはならない。

第12条 有限責任組合の予定される将来の全ての組員は、有限責任組合の登記申請に対して、登記申請書に署名し、全ての予定される組員氏名のリスト及び予定される組員の会合記録のコピー1部と規約のコピー2部などその他協同組合登記官の定めた様式の書類を添え、協同組合登記官の手で申請書が受理されるよう10名以上の組員から成る設立委員を選出する。

第13条 協同組合登記官、同補佐官又は協同組合登記官から附託されたこれと同等の官公吏は、審査の為に出席することを全ての関係者に求める命令書を発給し、又は有限責任組合の登記に関する検討の為に書類を送達する権限をもつ。

第14条 有限責任組合の規約には、少なくとも次の事項を含める。

(1) 協同組合の名称

(2) 協同組合の種類

(3) 目的

(4) 事務所の所在

(5) 持ち株に分割される資本、株価、現金又は各方法での株価の支払、株の売却並びに株の譲渡及び株価の払戻し。

(6) 組合の運営、会計及び財務

(7) 組員の資格、組合への加入手続及び組員資格の喪失

(8) 総会

(9) 選挙、任期、停職及び理事会

00 支配人の任命、任期、停職、権限の時効、責務

第15条 協同組合登記官が登記申請書を受理し、この申請書を検討することにより、それが第11条に適うものであり、第12条による書類を完備しており、登記されるべき組合の形態が協同組合制度にとつて有害でないとの見解をもつに至つた時は、第8条によりその組合を登記する。

協同組合登記官が登記を拒否する命令を出す場合、申請人には遅滞なく文書による命令が通知される。

申請人の大臣への登記拒否命令に対する上訴は、この命令の受理の日から30日以内に上訴が協同組合登記官によつて受理されることにより有効となる。

大臣の裁量が最終決定となる。

第16条 申請書の関係する事項又は規約に盛り込まれた事項について検討した結果、若し協同組合登記官が正しくないとの見解を持つ場合には、協同組合登記官はその修正を申請人に命ずる権限をもつ

第17条 協同組合登記官が有限責任組合を登記した時には、その組合の登記を申請した者の集りは、業務の処理に際して、第24条による理事会の選挙迄の間、その組合の理事会と同一の権限と義務を負う。

第18条 登記された有限責任組合は法人であり、協同組合登記官はその組合に登記証書を発給する。また有限責任組合の登記申請書に署名した者並びに第12条によるリストに記名した者は、協同組合登記官が登記を行った日から、その組合の会員とみなす。

組合登記の後で、その有限責任組合の組合員資格を申請する者の場合にはその組合の規約に従い、自分達の持ち株に支払を済すことにより組合員とみなす。

第19条 有限責任協同組合は、その名称の最後尾に“有限責任”の字句を附す。

第20条 持ち株の支払いで、組合員は有限責任組合に対し相殺することは出来ない。

第2章 有限責任協同組合の運営

第21条 組合の目的を遂行するため、有限責任組合は以下のことを実施出来る。

- (1) 取得、購買、所有権又は物件の保有、所有、融資の徴収、賃貸借、賦払式購買、賃貸借又は賦払式購売の譲渡、抵当又は質入れ、その他の方法による財産の売却又は処分を行うこと。
- (2) 融資の提供、用立て、貸付け、賦払式購買への貸付け、組合員への信用給与、組合員財産の抵当又は質入れの譲渡又は受入れを行うこと。
- (3) 協同組合登記官の承認を得て、他の組合に資金を貸出すこと。
- (4) 組合員の借入又は信用を保証し、賦払式購買又は組合員によるその他財産の貸出しを保証すること。
- (5) 協同組合登記官の承認を得た組合の規約にもとづいて、組合員から貯金又は定期性預金を受けとること。
- (6) 協同組合に対する財政援助を目的としている銀行の株式を購入すること。
- (7) 協同組合連合会の持ち株又は債券を購入すること。
- (8) 協同組合登記官の承認を得た、組合活動の助成、促進をはかることを事業にもつ他の協同組合又は機関の持ち株を購入すること。
- (9) 組合員の利益のため、事業並びに取引を行うこと。
- 00 組合員並びに組合員家族に対し、彼等の職業に関して被った災害に十分な救済を用意すること。
- 00 組合員に技術的援助を与えること。
- 00 協同組合登記官の行い又は与えた政策又は指示に適うもの限り、政府、外国機関又はその他の者からの技術援助に応じ又は受入れること。
- 00 組合の目的実現に関連するその他全ての活動を実施すること。

第22条 有限責任組合が徴収又は給与する融資又は保証は、協同組合登記官の承認する額に制限する。

第23条 政府、外国機関又はその他の者から提供された助成又は財産が、特別の目的のために与えられている時は、その目的のために使用される。若し

そうでなければ、有限責任組合の積立金に配分される。

第24条 総会により組合員から選出された理事で構成する有限責任組合の理事会は、組合の活動を実施し、第三者に対する事柄で組合を代表するためにある。この目的のため、理事会の代表として活動することを1名又は数名の理事に、理事会は附託することが出来る。

第25条 有限責任組合は、組合の活動を審査し、その結果を総会に報告するため、総会により組合員又は第三者から選出した1名又は数名の検査役をもつことが出来る。

第26条 組合員500名以上を擁する有限責任組合は、組合員の代表が出席出来る総代会を組合の規約に定めることが出来る。

組合員総代の選挙方法、人数並びに任期はあらかじめ規約に定める。

第27条 有限責任組合の設立委員会は、理事会を定め、それに全ての事柄を委譲するため、組合の登記の日から90日以内に最初の通常総会を招集する。

その後の通常総会は、その組合の会計年度の最後の日から150日以内に、少くとも年1回理事会が招集する。

第28条 理事会は、それが適当と考える時は随時、臨時総会を召集する。若し協同組合登記官が臨時総会の招集を指示した時、又はその有限責任組合が払い込み済みの持ち株資本額の2分の1以上に及ぶ損失を被った時には、臨時総会は遅滞なく召集されなくてはならない。

全組合員の5分の1以上又は50名以上の組合員、又は第26条により組合員総代を出している場合は、その総代数の1/5以上又は25名以上の組合員総代は全ての詳かな事柄について理事会がいつでも臨時総会を召集することを求める請願に署名できる。

有限責任組合の組合員又は組合員総代が、臨時総会を求めた場合には、理事会はその請願を受理した日から30日以内に臨時総会を召集する。若し理事会がこの期間内に臨時総会を召集しない時は、協同組合登記官又は協同組合登記官の附託した者は、自ら適当と考える期間内に召集を行う権限をもつ。

第29条 有限責任組合の総会では、全組合員数の2分の1又は100名以上の組合員の出席、又は組合員総代会の場合、全組合員総代の2分の1以上又は

50名以上の組合員の出席を成立定数とする。

第30条 有限責任組合の総会で、組合員又は組合員総代が場合によって定数に達しなかった時は、別途に最初の総会から14日以内に総会が召集される。その後の会合については、その会合が組合員によって求められた臨時総会でない限り、場合に応じては組合員又は組合員総代の出席は、全組合員数又は組合員総代数の10名以上の組合員の出席を成立定数とみなす。

各組合員は、自身の保有する持ち株数に無関係に1票の投票権をもつ。投票数が等しい場合には会の議長は決定投票として追加の1票の投票権をもつ。総会の決定は、以下の場合に出席組合員の3分の2の多数投票を要する以外多数票による。

(1) 規約の改正

(2) 有限責任組合の解散

(3) その他規約が出席組合員の3分の2の多数票を求める事柄

総会で組合員又は組合員総代は自分の代理人として他人を任ずることは出来ない。

第31条 有限責任組合の年度純利益の処分では、純利益の少くとも10パーセントが準備金として留保され、5,000パーセントを超えない額で純利益の5パーセント相当額がタイ国協同組合連合会に拠出される。

準備金並びにタイ国協同組合連合会への拠出金を控除した年度純利益の残額は、以下のとおり、総会により処分することが出来る。

(1) 規約に定める額で年率8パーセント以下の払込済み持ち株への配当金として。

(2) 規約に定める通り、その年度に有限責任組合と行った自分の仕事量の比率による組合員への払戻し金として。

(3) 規約に定める額で純利益の10パーセント以内の、有限責任組合の理事会役員並びに職員への貢与として。

(4) 規約に定める通り、有限責任組合の全ての活動を行うための積み立て資金として。

第32条 第31条による準備金は、損失を補てんする目的にだけ準備金勘定から引落すことが出来る。

第33条 有限責任組合は、組合の資金を以下のとおり預け入れ又は投資することが出来る。

(1) 組合に対する財政援助を目的としてもつ銀行、政府の貯蓄銀行又は組合連合会への預金。

(2) その地方に(1)の銀行が無い場合には、協同組合登記官の承認を得たその他の全ての組合又は銀行。

(3) 政府債券の購入による資金の投資

第34条 組合員の生産した農産物の販売を目的としてもつ有限責任組合は、組合員以外の者の農産物を買上げ又は集荷する前に組合員の農産物を買上げ又は集荷する。

第3章 有限責任組合の監督

第35条 協同組合登記官、登記官補、組合検査官、監事又は協同組合登記官が資格を与えた担当の職員は、有限責任組合の理事会、審査役、その他職員、組合員又は組合員総代がその有限責任組合の活動に関する審問に出頭すること及びその有限責任組合の運営に関する書類又は会議議事録を送付することを指示する命令文書を発給する権限をもつ。

第36条 この法律を遂行するために、協同組合登記官、登記官補、組合検査官、監事又は協同組合登記官が資格を与えた担当の職員は、組合の勤務時間内に全ての有限責任組合の事務所に立入り検査を行う権限をもち、各関係者はこれらの者に便宜と援助を用意し、また持て出来る説明を用意する。

前節により行動する者は、関係者に自分の身分証明書を提示する。

第2節による身分証明書は大臣の規定した様式による。

第37条 有限責任組合は以下の記録簿を保持する。

(1) 少くとも次の事項を含む組合員の記録。(a)有限責任組合の名称、種類並びに事務所の所在。(b)組合員の氏名、国籍並びに住所。(c)組合員となった日時。

(2) 少くとも以下の事項を含む持ち株の記録。(a)有限責任組合の名称、種類並びに事務所の所在。(b)持ち株を所有する組員数、株価、株数並びに払込済み株数。(c)持ち株取得の日時。

有限責任組合は(1)並びに(2)の記録簿を事務所に保持し、その写しを登記の日から90日以内に協同組合登記官に送付する。

協同組合登記官は、この組員の記録並びに持ち株の記録に何らかの変更を生じた時は何時の場合であっても、その変更の日から90日以内に通報される。

第38条 有限責任組合は、その組合の会計年度とみなされる毎12ヶ月に少くとも1回貸借対照表を作成する。

この貸借対照表は、協同組合登記官の定める様式で損益勘定と共に、その組合の各資産並びに負債科目を記載する。

この貸借対照表は作成ののち、監事の監査を受け、会計年度の終了の日から150日以内に承託を受けるため、その有限責任組合の総会に提出される。

第39条 有限責任組合は、その組合の運営成果を示す年次報告書を作成し、総会に貸借対照表を添えて提出し、総会の日から30日以内に、この報告書と貸借対照表の写しを協同組合登記官に送付する。

第40条 有限責任組合は、その組合の運営成果を示す年次報告書、貸借対照表を、その組合の規範並びに規約と共に、組員による検査を添えて事務所に保持する。

第41条 規約に改正がある場合には、有限責任組合は総会の決議の日から30日以内にその改正事項を登記するため、協同組合登記官に申告する。協同組合登記官が、どれかの条項の改正が若し第11条に反するとの見解を懐いた時には、協同組合登記官はその変更を命ずる。変更が行われない時は、協同組合登記官はその条項の答記を拒否する。

この改正が名称の変更である場合は、有限責任組合は第18条によって発給された登記証書を返還し、協同組合登記官は組合の名称を改めた登記証書を組合に発給する。

有限責任組合の名称の変更は、その有限責任組合の権利及び負債に影響しない。

第42条 有限責任組合は、組合の規約を改めることによって組合の種類を変更出来る。

有限責任組合は、総会がその組合の種類を変更する決議を行った時、全ての信用供与者に通告を行い、この通告はその有限責任組合、政府の協同組合事務所並びにその組合が所在する地方の郡（Amphoe）事務所に掲示される。若し信用供与者の誰かが何らかの異議をもつ場合には、その異議は通告の受理の日から60日以内にその有限責任組合に送付される。

若し定められた期間内に信用供与者の誰からも異議が出ない時には、異議はないものとみなされ、有限責任組合は第41条により登記された改正規約をもつことが出来る。

若し信用供与者が異議を立てた場合は、有限責任組合は負債を完済するか、又はその支払いに保証を与えた後でなくては登記された改正規約をもつことが出来ない。

有限責任組合は、第41条による改正規約の登記申請において、その有限責任組合が組合の全ての信用供与者に通告を終えており、定められた期間内にそれに対し誰も異議がなかったこと、又は信用供与者がそれに異議を立てた場合には、その有限責任組合は負債を完済又はその支払いに保証を与えていることを証明する文書を提出する。

第43条 有限責任組合の理事、参事又はその他の職員が、その組合に損害を引起した場合に、組合が告訴を提出せず又は法的手続きを起さない時は、協同組合登記官は告訴の提出又は法的手続きを起し、検事はその結果弁護人としての立場をとる。有限責任組合は協同組合登記官又は検事に対して、場合に応じて告訴の提出又は法的手続きのとり進め又は弁護人として働きに因する費用を弁済する。

第44条 協同組合登記官は、少なくとも年に1回、組合の会計を監査するための監事を任命する。

この監事は協同組合登記官が定めた規則に従って行動し、監査報告書は協同組合登記官が定めた様式で提出する。

第45条 協同組合登記官は、その組合の活動並びに財務状況が協同組合登記官の定めたところに適うか否かを審査するための組合検査官を任命する。この審査の後で、その報告書は協同組合登記官に提出される。

第46条 協同組合登記官は、有限責任組合の総会が、その組合の規範又は規約に侵犯する決議を通した時は、それを取消す権限をもつ。

第47条 理事会がその有限責任組合又は組合員の利益を損う程に、自らの義務を不当に遂行している場合、又は有限責任組合が第44条による監査報告によって組合の財務又は会計に関して、又は第45条による審査報告によってその活動又は財政状況に関して何らかの誤りを引起していた場合、協同組合登記官、監事又は組合検査官でその場合に応じて、その誤りを知っているか又は気付いた者は、理事会に対して通告受理の日から30日以内に、協同組合登記官の定める方法でその誤りを矯正するよう通告する。若しこの矯正が正当な理由なく、定められた期間内に行われなくて、協同組合登記官が第51条による有限責任組合の解散を命ずる迄には十分でないとの見解をもつ時には、協同組合登記官は有限責任組合が以下について応ずべきことを記した命令文書を発給する権限をもつ。

- (1) 理事会全体又は理事会を構成する理事会役員の解任。
- (2) その誤りの原因となったか又は有限責任組合及びその組合員の利益を損っている或る行為の中止。
- (3) その誤りの矯正が協同組合登記官の定めた方法と期間内に実施出来るようにするために必要な間の事業の停止。

第48条 協同組合登記官は、自らが理事会全体を解任する場合には、その理事会と同じ権限並びに義務をもつ暫定理事会を任命する。

この暫定理事会は任命の日から180日以内の間その職に任ずる。

この暫定理事会は理事会が受け取ったと同じ報酬を受け取る。

暫定理事会が任期が終わる迄に、規約に定めた手続により新しい理事会役

員の選出のため総会を召集する。

第49条 協同組合登記官は、自ら理事会の或る役員を解任した場合には、その組合の組合員から理事会役員を任命し、この新しい理事会役員は自分が交替した者の任期間その職に任ずる。

第4章 有限責任協同組合の解散

第50条 有限責任組合は、以下のどの理由によっても解散することが出来る。

- (1) 組合の規約に定められている事態に到つた時。
- (2) 有限責任組合の組合員が10名より少なくなった時。
- (3) 総会の決定による。
- (4) 破産に到る。
- (5) 第51条による協同組合登記官の命令による。

(1)、(2)、(3)又は(4)により解散する有限責任組合は、解散の日から15日以内に協同組合登記官に通報する。この協同組合の解散通知は、協同組合登記官によって掲示され、通知の掲示に関する第42条2節の規定は、必要な変更を加えた上で適用する。

第51条 協同組合登記官は、以下が明らかとなっている時に有限責任組合の解散を命令する権限をもつ。

- (1) 組合員総数の過半数の者が、協同組合登記官にその有限責任組合が解散されることを通報し、その詳細な理由を知らせている。
- (2) 登記の日から1年以内に、組合が事業を開始していなかつたか、又は組合が事業停止の日から継続して2年間事業を停止していた。
- (3) 組合の事業運営を成功させることが出来ないか、又はその運営が組合自らに又は公共の利益に有害となる。

第52条 第51条(2)又は(3)による命令で解散される有限責任組合は、その命令を受理した日から30日以内に協同組合登記官に訴願を受理されることで、大臣に訴える権利を与えられる。

大臣の決定が最終決定となる。

第53条 有限責任組合が、第50条に定めるとの理由によって解散された場合でも、組合は、清算についての第2部の規定によって清算される。

第Ⅱ部 無限責任協同組合

第1章 無限責任協同組合の登記、運営並びに監督

第54条 第7条(2)による無限責任組合として登記することの出来る10名以上の者の集りは、

- (1) 登記を申請する協同組合の種類に応じた共同の事業をもち、その共同事業の目的は相互扶助であり、
- (2) 法の上で独立した自然人であり、規約に定める資格を備え、大臣の定める職業に従事するものでその組合の会員になることに自主的に合意する者であり、
- (3) 第56条による国有の規定をもつものでなくてはならない。

第55条 無限責任組合の規約には、第14条(1), (2), (3), (4), (6), (7), (8)並びに(9)による規定を少くとも含める。

第56条 第12条の規定は、必要な変更を加えた上で、無限責任組合の登記の申請に適用する。

第57条 無限責任組合の登記は、全組合員が協同組合登記官が適当と考える同一の又は近傍の町村区(タシボン)に居住している時に限り、行うことが出来、第13条、第15条並びに第16条は、必要な変更を加えた上で無限責任組合の登記並びに訴願に適用する。

第58条 登記された無限責任組合は法人であり、協同組合登記官はこの組合に登記証書を発行し、組合の登記申請書に署名した者並びに第56条によるリストに氏名を連ねる者は協同組合登記官が行う登記の日から組合員とみなされる。

組合の登記の後に、無限責任組合の組合員になることを申請する者の場合にあつては、これらの者は總會の承認の日をもって組合員とみなされる。

第59条 第27条並びに第28条の規定は、通常総会が理事会によって少くとも年2回召集される以外は、無限責任組合の通常並びに臨時総会について必要な変更を加えて適用する。

無限責任組合の総会では、組合員総数の3分の2以上の組合員の出席を成立定数とする。

第60条 無限責任組合の総会で、組合員の出席が定数に達しなかった時は、別途に最初の総会の日から14日以内に総会が召集される。その後の会合については、その会合が組合員によって求められた臨時総会でない限り、組合員総数の4分の1以上又は10名以上の組合員の出席を成立定数とみなす。

各組合員は1票の投票権をもつ。投票数が等しい場合には会の議長は決定投票として追加の1票をもつ。総会の決定は、以下の場合に出席組合員の3分の2の多数投票を要する以外多数票による。

- (1) 新組合員の承認
- (2) 規約の改正
- (3) 無限責任組合の解散
- (4) その他規約が出席組合員の3分の2の多数票を求める事柄

総会で組合員は自分の代理人として他人を任ずることは出来ない。

第61条 無限責任組合の年度純利益は以下のとおり処分する。

- (1) 組合の公的基金への分担金として5パーセント
- (2) 全部の無限責任組合の中央基金への分担金として5パーセント
- (3) タイ国協同組合連合会への拠出金として5,000パーセントを超えない額で5パーセント、5,000パーセントを超えた額は組合の準備金に移す。
- (4) 組合の準備金として85パーセント以上

第62条 第61条(4)の準備金は、損失を補てんする目的にだけ準備金勘定から引落すことが出来る。

第63条 第61条(1)の無限責任組合の公的基金は、総会並びに協同組合登記官、登記官補又は協同組合登記官に附託された担当の職員の承認を得た場合に限り、その地方の公益事業、組合の活動促進又は組合に関する教育、訓練

にのみ使用出来る。

(※注)

第64条 第61条(2)による全部の無限責任組合の中央基金は、第33条(1)による銀行に国家開発省により供託されるか又は国家開発省の作った規則に従って投資される。無限責任組合が過重な負債を負っており、その負債の原因と組合員の生活状況を検討した上で、借財の支払いのため、無限責任組合の財産の全部又は一部を分担させることが組合員にとって適当でないと思われる場合には、大臣の事前承認にもとづいて協同組合登記官は、自ら適当と考える信用供与者に対し、組合の負債を支払うための資金をこの基金から引当てる権限をもつ。中央基金で生じた金利の全部は、また中央基金に移譲する。

BE2477年協同組合法により改正されたBE2471年協同組合法第19条3(2)により設立した中央協同組合基金はそれによって生じた金利も併せて前節の中央基金とみなす。

(※注 末尾「国家行政協議会布告第247号」により修正

第65条 無限責任組合の資金は、第33条に定めるとおり預金又は投資することが出来る。

第66条 組合員の生産した農産物を販売する目的をもつ無限責任組合は、組合員以外の農産物を買上げ又は集荷する前に組合員の農産物を買上げ又は集荷する。

第67条 無限責任組合は各組合員の記録を保持し、組合員の記録に関する第37条の規定並びにその変更した規定には、必要な変更を施した上で適用する。

第68条 無限責任組合は以下の手続きによって、有限責任組合にかわる事が出来る。

(1) 第14条に定める各規定を含めるよう組合同約の改正。

(2) 組合の準備金を無限責任組合の準備金とすることを定める総会の決議。

(1)並びに(2)による手続きの後で、その無限責任組合は、組合への信用供与者の異議が無いよう通告し、第42条の規定は、必要な変更を施した上で適用する。

第69条 この章に定める以外の、有限責任組合についての第1部の各規定は、無限責任組合の登記、運営並びに監督に必要な変更を施した上で適用する。

第2章 無限責任協同組合の解散

第70条 無限責任組合は第50条に定めるとの理由によつても、又は協同組合登記官が第51条に定める理由によつて解散を命ずる時に解散することが出来る。

第71条 第50条の第2節並びに解散に関する第52条の規定並びに有限責任組合の上訴は、必要な変更を加えた上で無限責任組合に適用する。清算については、第2部の清算に関する規定による。

第3部 協同組合連合会

第72条 共通の目的を達成するため、事業を共同して行うことを望む3組合以上の組合は、協同組合連合会を設立出来る。

第73条 協同組合連合会は、各組合の総会による協同組合連合会設立への参加決議によつてのみ設立出来る。

第74条 有限責任組合についての第1部の規定は、必要な変更を加えた上で協同組合連合会の設立、登記、運営、総会、監督、選挙並びに理事会の権限と義務、並びに解散に適用する。

第75条 協同組合連合会の設立について、各組合の理事会は協同組合連合会の設立委員会を設けるため代表を任命する。

第76条 協同組合連合会の登記申請については、設立委員会の少なくとも3人の委員が申請書に署名し、協同組合登記官がこれを受理する。

第77条 登記された協同組合連合会は、この法律により1法人となり、かつ1有限責任組合となる。

第78条 協同組合連合会の総会は、協同組合連合会の規約に定められた数の、各組合の理事会が選出した組合の代表者からなり、この組合代表者の総数の

2分の1以上の出席を成立定数とする。

協同組合連合会の総会では、各組合は1票の投票権をもち、その票を投ずるための代表を任命する。

第79条 協同組合連合会の総会は、連合会の規約に定められた数、規則並びに手続きに従って、その連合会の会員である組合の代表者から連合会の理事会を選出する。

第80条 協同組合連合会は、連合会の目的を達成するためには第21条に定める行為を行うことが出来、連合会の事業に債券を発行出来る。

債券についての民法並びに商法の規定は、必要な変更を加えた上で連合会の債券発行に適用出来る。

第IV部 協同組合の合併

第81条 第7条による同一種類の2組合以上の組合は、その合併が協同組合登記官の承認を得るべきものである時には、各組合の総会の決議によって合併することが出来る。

総会の決議は以下によりなされる。

- (1) 有限責任組合の合併については、総会出席者の3分の2以上の投票
- (2) 無限責任組合の合併については、総会出席者の全員一致の投票

協同組合登記官の承認のための申請書は、その合併を決議した組合の総会議事録の写し1部を添付する。

第82条 各組合は、協同組合登記官が第81条により承認を与えた後で、組合への信用供与者に対して、申請した合併について通知し、合併に異議のある者が通知の日から60日以内に組合へ異議を送ることを求める通告を行う。

若し信用供与者が、この規定期間内に異議を申し立てない時には、組合は異議がないものとみなし合併を決議出来る。

若し信用供与者が、異議を申し立てた時には、組合は負債を完済するか又はその支払いに保証を与える迄は、合併を進めることは出来ない。

第83条 合併すべき各組合の理事会は、第84条による登記のため3名以内の代表を任命する。

第84条 合併により設立された組合は、協同組合登記官が定めた様式に従って、登記申請書を同登記官が受理することによって、従来の同一種類の新しい組合として登記される。

新組合の登記申請書は、合併される組合の少なくとも2名の代表により署名される。

新組合の登記申請書には、以下の書類を添付する。

(1) 第82条1節の各合併組合の組合への信用供与者に対する通知が済んでおり、規定の期間内に合併について異議がないか又は異議の申し立てがあった時には、組合が負債を完済又はその支払いを保証したことを確認する文書。

(2) 新組合の規約の写しの2部

(3) 合併される組合の代表者会議の議事録の写し1部

(2)並びに(3)の書類は、新組合の最初の理事会に選出された2名の役員により認証される。

第85条 新組合として、組合の合併が登記された後、協同組合登記官は登記簿から元の組合の名称を削除する。

第86条 新組合は、元の組合の財産、義務、権利並びに負債の全てを継承する。

第V部 清算

第87条 破産した組合の清算は、破産に関する法律によって行われる。

第88条 破産以外の理由によって解散する組合の清算について、総会は協同組合登記官の承認を得て組合の解散の日から、又は場合によっては大臣が告訴を取り下げた日から30日以内に、清算を遂行するため清算人を選出する。

総会が前述の期間内に清算人を選出しないか、又は協同組合登記官がその

清算人の選出を承認しない時には、協同組合登記官は、その組合の清算を遂行するため、清算人を任命する。

協同組合登記官が適当と考え、又は組合員総数の3分の2以上の組合員がそれに応じた時には、協同組合登記官は先に選出されたか又は任命された清算人に代えて新しい清算人を任命出来る。

協同組合登記官は、第1部で自分が承認した清算人又は第2及び第3部で任命した清算人を登記し、その清算人の登記の日から14日以内に、組合の事務所、政府の組合事務所並びにその組合の所在する地方の郡 (Amphoe) 事務所に清算人の氏名の掲示を出す。

清算人は、協同組合登記官が定めるところにより報酬を受け取ることが出来る。

第89条 組合は、それが清算の上で必要な場合に限って、組合解散後も継続するものとみなされる。

第90条 清算人は、その組合の問題を片付け、負債を支払い、組合財産の整理を行う義務を負う。

第91条 組合が解散する場合、その組合の理事会並びに職員は、清算人が受渡しを求める迄、その組合の全財産を保全する義務を負う。

清算人は、組合の理事会又は職員に対し、経理の諸帳簿、書類並びにその他のものと一諸に、第1節による財産の引渡しをいつでも求めることが出来る。

第92条 清算人は、協同組合登記官による登記の日から30日以内に、日刊新聞に少くとも2日間連続して広告を出し、その組合の会計簿又は書類に氏名をあらわす信用給与者、又は広告以外の何らかの方法で知らせる信用者の全てに対し、組合が解散されること並びに清算人に対し支払いを申し立てるべきことを通報する。

第93条 清算人は、遅滞なく組合の貸借対照表を作成し、協同組合登記官はその貸借対照表を審査する監事を任命する。

監事がこの貸借対照表を検証した時は、清算人はそれを承認を受けるため総会に提出し、ここで協同組合登記官に附託する。

第94条 清算人は次の権限をもつ。

- (1) 清算が完了する迄の間、その組合の利益に配慮する要がある限り、その組合の活動を実施すること。
- (2) 問題を有利に解決するのに必要な限り、その組合の活動を実施すること。
- (3) 総会を召集すること。
- (4) 民事又は刑事の事件について全ての手続きをとり、組合の名の下で全ての事務を示談すること。
- (5) 組合の財産を処分すること。
- (6) 組合員又は病気の組合員の相続人に、未払込となっている持ち株額の支払い、又は組合の負債に対し組合員各々の借り入れ額の比率に応じて組合財産へ拠出を求めること。有限責任組合の場合は、この要求は、その全部又は一部が第64条の中央基金から支払れなかった時のみ行われる。
- (7) 持ち株又は資本金がすでに支払れてはいるが、負債を支払うためにまだ不十分である場合に、組合が破産を宣告した事を法廷に申告すること。
- (8) 清算を有利にすませるため必要なその他の全ての行為を行うこと。

第95条 清算人の権限は、善意で行動する。第三者に対して制限されない。

第96条 この清算から生ずる損失、代金並びに費用は、他の負債に優先して清算人が支払う。

第97条 若し信用供与者が、負債の支払いを要求しない時には、清算人は信用供与者の利益のため、その負債額に相当する金額を協同組合登記官に供託し、清算人は遅滞なくこの供託を信用供与者に通告する。

若し信用供与者が、清算人が協同組合登記官に供託した金を、供託の日から2年以内に回収することをしない時には、信用供与者は権利を失い、協同組合登記官は適当な期間内に、この金をタイ国協同組合連合会に送達する。

第98条 清算人は、清算会計の状況を示す清算人の活動報告書を、毎6ヶ月協同組合登記官に提出する。この報告書は、協同組合登記官の定めた様式で作成する。

第1節の報告書は、組合員、病気の組合員の相続人並びにその組合に対す

る信用供与者による検査に無料で供される。

若しこの清算に過誤があることが明らかになった場合には、協同組合登記官は、清算人がその過誤を訂正し、規定の期間内に同登記官あて報告することを指示する権限をもつ。

第99条 清算人は、有限責任組合の負債を支払った後で財産がいくら残った場合、以下の順にその財産を配分する。

- (1) 払込済持ち株額を超えない範囲での組合員への払戻金として。
- (2) 年率8パーセント以内の額で規約の定めに従い払込済持ち株への配当金として。
- (3) 組合員に対し、規約の定めに従いその年度に有限責任組合と行った組合員の取扱い量の比率で行うリベートとして。

更に若し財産がいくら残る場合には、清算人は、総会の決議又は清算完了の日から3ヶ月以内に総会の召集が出来ない時は、協同組合登記官の承認によって、他の組合又はタイ国協同組合連合会にその財産を譲渡する。

第100条 清算人は、無限責任組合の負債を支払った後で財産がいくら残った場合、組合員に対し出来るだけ組合員の拠出全額又は実働資本への拠出比率に応じた額を払戻しする。

更に若し財産がいくら残る場合には、清算人は、総会の決議又は清算完了の日から3ヶ月以内に総会の召集が出来ない時は、協同組合登記官の承認によって、他の組合又はタイ国協同組合連合会にその財産を譲渡する。

第101条 清算人は、組合の清算が完了した後で、その清算がどの様に行われ、組合財産の経理が清算費用並びに第99条又は第100条による財産配分と共にどの様になったかを示す清算勘定の概要を添えて、清算についての報告書を作成し、監事に提出する。監事がこの清算勘定を審査し、検証した後で、清算人はこの報告書をその検証の日から30日以内に協同組合登記官に附託する。協同組合登記官がその報告書を承認した時、清算は完了したものとみなされ、協同組合登記官は組合の名称を登記簿から削除する。

第102条 清算人は、第121条により協同組合登記官がその清算を承認した時、

承認の日から30日以内に、清算した組合の会計帳簿及び書類一切を協同組合登記官に引渡す。協同組合登記官は、登記簿からその組合の名称を削除した日から次の2ヶ年間、これらの会計帳簿及び書類を保存する。

第1節の会計帳簿及び書類は、利害関係を有する者の検査に無料で供する。

第103条 負債弁済の申し立ては、協同組合登記官が登記簿からその組合の名称を削除した日から2年を経過した後は、組合、組合員又は清算人に対して負債者として持ち出されない。

第Ⅴ部 タイ国協同組合連合会

第104条 利益又は所得を分ち合うことなく、この王国内の全ての種類の組合の活動推進を目的として、各組合を会員とする「タイ国協同組合連合会」と称する機関をおく。

第105条 タイ国協同組合連合会は、1法人とする。

タイ国協同組合連合会は、会の本部事務所をブラ・チューン県におき、その他の場所に支所を設置出来る。

第106条 タイ国協同組合連合会は第104条に規定する会の目的の範囲内で行動する権限をもち、その権限は次のものを含む。

- (1) 組合活動の推進並びに普及を行うと同時に、その活動について調査し、統計を集成すること。
- (2) 組合に技術的な助言並びに援助を与え、組合と政府機関又は他の者との間の情報交流と協調について便宜をはかること。
- (3) 組合活動について技術的な研究と訓練を行うこと。
- (4) 組合間、組合と海外の組合連合会又は同様の目的をもつ機関との間の関係を促進すること。
- (5) 購買を行い、取得し、処分し、所有権をもち、所有し又はすべての財産について正当な行為を行うこと。
- (6) その目的に従って、又は政府機関の附託によってその他の行為を行うこと。

第 107 条 タイ国協同組合連合会は、以下のとおり財産から所得を得ることが出来る。

- (1) タイ国協同組合連合会への分担金
- (2) 政府の助成金
- (3) 財貨の寄贈
- (4) 技術的利行物、書類又はその他のものの売り上げ
- (5) 提供したサービス報酬として受取った財貨
- (6) 会の財産から生ずる利益

第 108 条 タイ国協同組合連合会の総会が各組合から選出した 12 名以上の代表と、大臣が理事として任命した 5 名以上の者からなるタイ国協同組合連合会の理事会をおく。

この理事会は、会の理事の中から会長 1 名と 1 名又は数名の副会長を選出する。

理事会は、会が適当と考える者をタイ国協同組合連合会の理事に伝名する。

タイ国協同組合連合会の理事は職権上の理事とする。

第 109 条 理事会は、タイ国協同組合連合会の活動を管理する義務を負い、その権限と義務には以下を含む。

- (1) 第 106 条による事情について規約をつくること。
- (2) タイ国協同組合連合会の総会に関する規約と総会での組合代表の取扱いに関する手続を作ること。
- (3) タイ国協同組合連合会の専務理事の選出、会合並びに理事会の管理に関する規約を作ること。
- (4) タイ国協同組合連合会の理事の権限と義務に関する規約を作ること。
- (5) タイ国協同組合連合会の職員に関する規約を作ること。

(2)並びに(3)の規約は、発効の前に総会で承認される。

第 110 条 タイ国協同組合連合会の理事会の専務理事は、2 年間任に就く。任を取り消された理事は再選されることが出来る。

第 111 条 理事会は、タイ国協同組合連合会の会計年度の最後の日から 60 日

以内に、少くとも年1回総会を開く。

理事会は、理事会が必要と考える時又は全会員の10分の1以上の会員の要請がある時には、いつでも臨時総会を召集出来る。

第112条 理事は、タイ国協同組合連合会の活動を規約に従い管理し、会の職員を統率する権限をもつ。

理事は、第三者に関する事柄についてタイ国協同組合連合会に代って行動する権限をもつ。

第113条 有限責任組合についての第I部の規定並びに清算についての第V部の規定は、必要な変更を加えた上でタイ国協同組合連合会に適用する。

第Ⅵ部 罰 則

第114条 第10条に侵襲する者は全て、1ヶ月以内の禁固又は1,000バーツ以内の罰金又はその両方を科す。

第115条 第19条に応ずることを怠たる有限責任組合は全て、1,000バーツ以内の罰金を科す。

第116条 協同組合登記官、同官補又は協同組合登記官が附託した担当の職員が場合に依りて、この法律にもとづいて行つた命令に従つて有限責任組合、無限責任組合又は組合連合会の登記について検討するための書類を送付しなかつたか、又は査問に出頭しない者は全て1,000バーツ以内の罰金を科す。

第117条 協同組合登記官、同官補又は協同組合登記官が附託した担当の職員が場合に依りて、この法律にもとづいて行つた命令に従つて有限責任組合、無限責任組合又は組合連合会の運営又は会議議事録に関して書類を送付しなかつたか、又は査問に出頭しない者は全て1,000バーツ以内の罰金を科す。

第118条 有限責任組合、無限責任組合又は組合連合会の事務所に検査のため立入る協同組合登記官、同官補、組合の検査人、監事又は協同組合登記官が附託した担当の職員に対し妨害、便宜をはからず、援助せず、又は情報を提供しない者は全て、1,000バーツ以内の罰金を科す。

経過規定

第119条 この法律の発効の日以降。

- (1) この法律の発効日以前に登録された場合は、この法律による組合とする。
- (2) 協同組合登記官は、第8条による組合の種類を定める省令の公布以後、
(1)による場合を省令で定める種類の組合に分類する。
- (3) この法律の発効日以前に登録された組合連合会は、この法律による組合連合会とする。
- (4) この法律の発効日以前に登録された組合又は組合連合会の理事会の専務理事は、その組合又は組合連合会の規約による任期満了迄は、この規定が、他の理由による任期の期限に影響しない限り、この法律による組合又は組合連合会の理事会の理事とする。
- (5) この法律の発効の日以前に登録された組合連合会の会員で、組合でないか又は会の規約に定める資格を欠くものについては、次の選挙で会員に選ばれる資格は与えられないが、会員であることを継続できる。
- (6) この法律の発効の日以前に登録された組合で、組合員でない者からの預金を受け入れる事を目的とする組合は全て、それらの者との預金契約の期間が満了する迄は、云はれる者から受取る預金を保有することを継続出来る。
- (7) この法律の発効の日以前に登録された有限責任タイ国協同組合連合会は、この法律によるタイ国協同組合連合会とする。
- (8) この法律の発効の日以前に登録された有限責任タイ国協同組合連合会の理事会は、タイ国協同組合連合会の規約による会の任期満了の日迄、この規定が、他の理由による任期期限に影響しない限り、タイ国協同組合連合会の理事会とする。

副署 陸軍元帥タノム・キティカチョーン

首相

国家行政協議会布告第 247 号

国家行政協議会は無限責任組合の中央基金から得た利息並びに利益を、タイ国協同組合連合会に支払うことについて、その目的で協同組合法を改正するため、布告第 247 号を宣告した。この利息並びに利益は、組合員、経営委員会並びに職員の研究並びに訓練を組合に用立てられ、組合問題に非常に有益となろう。

この布告により、BE2511 年の協同組合法第 64 条は廃止され、以下の本文が発効する。

“第 64 条 第 61 条(2)による無限責任組合の中央基金は、農業並びに協同組合省により第 33 条(1)の各銀行に供託されるか、又は農業並びに協同組合省の定めた規則に従って投資される。

若し無限責任組合が過重な負債を負っていることが明らかとなり、その借財の原因並びに組合員の状況を考えた場合、その負債支払額と組合資産額の差額の全部又は一部を分担させることが組合員にとって不合理であると分った時には、協同組合登記官は、この省の事前承認を受けた上で、この基金から同登記官が適当と考える信用供与者に対し、無限責任組合の負債支払いに資金を引落す権限を賦与される。

この布告が宣告された日に、農業並びに協同組合省は、第 106 条による組合の運営のために、タイ国協同組合連合会に対して、中央基金の利息並びに利益を支払う権限を賦与される。

この国家行政協議会の布告は、官報記載の日並びにそれ以降発行する。

JICA